

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

目次

◇人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号の二を次のように改める。

十一の二 妊娠中又は産後一年以内 妊娠七月までは四週間に一回、妊娠八月から九月までは二週間に一回、妊娠十月から出産までは一週間に一回、産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一日の範囲内でそのつど必要と認められる期間

第三条第十二号を次のように改める。

十二 六週間（多胎妊娠の場合に 請求した日から出産の日までの期間 については、十週間）以内に出産する予定の場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第十三号の二を次のように改める。

十三の二 妊娠中又は産後一年以内の女子職員が母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十三条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合
妊娠七月までは四週間に一回、妊娠八月から九月までは二週間に一回、妊娠十月から出産までは一週間に一回、産後一年まではその間に一回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間にいてもその指示された回数)、一日の範囲内でそのつど必要と認め

第四条第十四号を次のように改める。

十四 六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十週間)以内に出産する予定の場合
請求した日から出産の日までの期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
ここに公布する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の八を次のように改める。

別表第三の八

医療職給料表(二)等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
特一等級	一 困難な業務を所掌する保健所の課長の職務 二 病院の薬剤科で規模の大きいものの長の職務
一等級	一 保健所の課長の職務 二 病院の薬剤科の長の職務 三 保健所の室長又は課長補佐の職務 一 保健所の係長の職務

<p>二 等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 相当困難な業務を行う薬剤師の職務 三 困難な業務を行う衛生技師、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 四 特に高度の技術又は経験を必要とする機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務 	<p>三 等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 薬剤師の職務 二 相当困難な業務を行う衛生技師、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 三 高度の技術又は経験を必要とする機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務 	<p>四 等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 衛生技師、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 二 相当高度の技術又は経験を必要とする機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務 	<p>五 等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能回復訓練員、理療師又は歯科衛生士の職務
--	--	--	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

青少年室長
土地対策室長

青少年
土地生活

年 室 長

対 策 室 長
に改め、同表の知事の事務部局の病院の項中

事 務

安 定 対 策 室 長

長

事 務 長
薬 剂 長 (中 央)

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。